

松本市「地域との絆 消防団応援プロジェクト」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の消防団員(以下「団員」という。)の確保及び拡充を図り、もって地域の消防防災力の充実強化に資するため、松本市「地域との絆 消防団応援プロジェクト」(以下「応援プロジェクト」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

店舗等 松本市内の店舗、事業所その他の団体をいう。

協賛店 応援プロジェクトの趣旨に賛同し、自ら定めた特典サービスを行うものとして市長の承認を受け、応援プロジェクト協賛店として登録された店舗等をいう。

表示証 協賛店に交付する表示証をいう。

特典サービス 団員及びその同居する家族に対して行う代金の割引、特典の付与その他の支援をいう。

(登録申請)

第3条 協賛店の登録を受けようとする店舗等は、松本市「地域との絆 消防団応援プロジェクト」協賛店登録申請書(様式第1号)により、市長に申請するものとする。

(審査及び表示証の交付)

第4条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、松本市「地域との絆 消防団応援プロジェクト」協賛店登録台帳(様式第2号)に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により協賛店として登録をしたときは、協賛店であることを示す表示証(様式第3号)を交付するものとする。

(変更等の届出)

第5条 協賛店は、登録の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、松本市「地域との絆 消防団応援プロジェクト」登録変更・廃止申請書(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに表示証を返却させるものとする。

(表示証の掲示)

第6条 表示証の交付を受けた協賛店は、当該協賛店の店内、店舗等の見やすい場所に表示証を掲示するものとする。

(団員証の提示等)

第7条 団員は、協賛店において特典サービスを受けようとするときは、別に定める団員であることを証明するもの(以下「団員証」という。)を提示しなければならない。

2 団員は、原則として他の同様の趣旨の支援サービスと重複して特典サービスを受けることはできない。

(禁止行為等)

第8条 団員は、団員証を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 団員は、特典サービスに関して協賛店に強要してはならない。

3 団員は、退職した場合においては、速やかに団員証を団長に返却するものとする。

(公表)

第9条 市長は、協賛店の名称、所在地、特典サービスの内容その他必要な事項について、随時、松本市ホームページ等により公表するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。